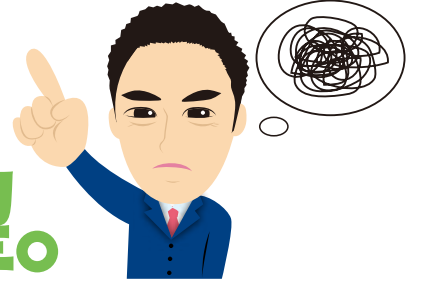


無視され続ける 君津市から県への要望。



平成24年11月16日、君津市長から千葉県環境生活部長へ要望書が出されました。市内の産業廃棄物最終処分場について、

- 1 廃棄物の搬入停止期間中は、第2期処分場の稼働を認めない事。
- 2 廃棄物の搬入停止期間中は、第3期処分場設置に関する書類等を受理しない事。

の2点を要望しました。

この処分場は漏えい問題により、千葉県からの勧告を受け改善策を実施している途中です。

改善が完了していないのに次のステップに進むことは納得できることはありません。

こういった要望書が出されたにもかかわらず、25年1月15日、千葉県は第2期処分場の稼働を認めました。千葉県が地元君津市の意見を無視した形となりました。



房総丘陵にラムサール条約湿地を

御腹川
君津市川谷



「房総丘陵の谷津田、河川及び湧水池」は環境省によりラムサール条約湿地潜在候補地に選ばれています。

この最終処分場の「第3期増設事業」というものが動いています。

増設後の事業面積はなんと64万平方メートル、19万5200坪に及びます。総埋立量は400万立方メートル！（左の写真参照）

平成50年まで埋め立て続ける見込みです。

漏えい問題での行政指導中でありながら、すでに福野・坂畑自治会に説明会を行っています。

この件について、議会での一般質問の際に

- ・御腹川の源流が事業区内の調整池になってしまう。
 - ・伐採した後の木材の処理方法が決まっていない。
 - ・国内でも有数の生物多様性を誇る自然環境であること。
- などの問題点をあげ、御腹川の河川管理者である君津市の代表として、君津市長に賛否を問いました。

市長は、「私はこの件については終始反対している」と明言。

千葉県は産廃処分場を運営する企業の立場でなく、君津市民の意見を尊重すべきです。

不法投棄のツケは誰に？

右の写真は、君津市川谷の不法投棄現場です。

不法に投棄した業者が千葉県の撤去命令に従わなかったため、9月12日から千葉県による行政代執行がおこなわれました。（現在も完了していません）

ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの「有機溶剤」と呼ばれる有害物質がドラム缶ごと大量に捨てられていて、当初予定していた量をはるかに上回り、撤去費用も莫大になると見込まれます。

不法行為者が払えなければ、私たちの税金での撤去という事になります。君津市の自然は汚され、二度と使えないような土地が後世に引き継がれていく事になります。

ここは残土事業場で、倒産した後に不法投棄されました。千葉県による法整備と厳罰化が求められます。

50年後も川遊びができる環境を。

